

# JIS

## 非破壊試験技術者の資格及び認証

JIS Z 2305 : 2024

(ISO 9712 : 2021)

(JSNDI/JSA)

令和 6 年 9 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 水 孝太郎	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	清 家 剛	東京大学
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	神戸大学
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学
	山 田 陽 滋	豊田工業高等専門学校

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 13.4.20 改正：令和 6.9.20

官 報 掲 載 日：令和 6.9.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本非破壊検査協会

(〒136-0071 東京都江東区亀戸 2-25-14 京阪亀戸ビル TEL 03-5609-4015)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 略語	7
5 責任	7
5.1 一般	7
5.2 認証機関	7
5.3 資格試験機関	9
5.4 試験センター	9
5.5 雇用主	9
5.6 候補者	10
5.7 資格証明書保持者	10
5.8 試験員	10
5.9 レフェリー	11
6 資格レベル	11
6.1 レベル 1	11
6.2 レベル 2	11
6.3 レベル 3	11
7 申請資格	12
7.1 一般	12
7.2 訓練	12
7.3 産業に関わる NDT 経験	14
7.4 視力の要求事項－全てのレベル	15
8 資格試験	15
8.1 概要	15
8.2 レベル 1 及びレベル 2 の試験の内容及び採点	17
8.3 レベル 3 の試験の内容及び採点	19
8.4 試験の実施	20
8.5 再試験	21
8.6 付加試験	21
9 認証	21
9.1 運営	21
9.2 資格証明書	22
9.3 認証の条件	22

	ページ
9.4 他の認証機関が発行した資格証明書	23
10 更新	23
11 再認証	24
11.1 一般	24
11.2 レベル 1 及びレベル 2	25
11.3 レベル 3	25
12 ファイル	26
13 移行期間	27
附属書 A (規定) セクター	28
附属書 B (規定) レベル 1 及びレベル 2 の実技試験のための最小限の試験体の数及び種類	30
附属書 C (規定) レベル 1~3 の更新及びレベル 3 の再認証のための体系的クレジットシステム	31
附属書 D (規定) 採点について	33
附属書 E (参考) NDT エンジニアリング	35
附属書 F (参考) 技法に関する訓練	36
附属書 G (参考) サイコメトリック原理	39
参考文献	40
解 説	41

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本非破壊検査協会（JSNDI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 2305:2013** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

## 非破壊試験技術者の資格及び認証

## Non-destructive testing—Qualification and certification of NDT personnel

## 序文

この規格は、2021年に第5版として発行されたISO 9712を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

## 1 適用範囲

この規格は、産業に関わる次の非破壊試験（以下、NDTという。）を実施する技術者の資格及び認証に関する要求事項について規定する。

- アコースティック・エミッション試験
- 渦電流探傷試験
- 漏れ試験（水圧試験を除く。）
- 磁気探傷試験
- 浸透探傷試験
- 放射線透過試験
- ひずみゲージ試験
- 赤外線サーモグラフィ試験
- 超音波探傷試験
- 外観試験（直接目視だけによる観察及び他のNDT方法の適用中に実施する目視観察は除外する。）

この規格に規定する認証システムは、包括的な認証スキームが存在し、かつ、NDT方法若しくはNDT技法が国際、地域若しくは国の規格に含まれている場合、又は認証機関がNDT方法若しくはNDT技法を効果的であると実証した場合に、他のNDT方法又は確立されたNDT方法内のNDT技法にも適用可能である。

**注記 1** “産業に関わる”という表記は、医療分野への適用を除くことを意味する。

**注記 2** CEN/TR 14748は、NDTの資格付けの方法論に関するガイダンスを提供している。

**注記 3** この規格は、事実上、第三者適合性評価スキームであるものに対する要求事項を規定している。これらの要求事項は、第二者又は第一人による適合性評価に対して直接的に適用するものではないが、その場合、この規格の関連する部分は参照することが可能である。

**注記 4** “直接目視だけによる観察”という表記は、観察者の目から試験領域までの光路が途切れず、観察者が道具又は装置（例えば、鏡、内視鏡、光ファイバー）を使用しないことを意味する。

**注記 5** ひずみゲージ試験以外のNDT方法によるひずみの算出は除く。